

2020年度版
TAC 税理士講座
税理士受験シリーズ

45

住民税

▼
理論マスター



法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！

はじめに

住民税は、第31回（昭和56年）税理士試験から新設された科目です。住民税とは、地方税の一租税であって、道府県民税及び市町村民税を総称したものです。

地方税に関しては、地方税法で税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収の基本的事項を定めており、地方税法は枠法としての性質を持っています。具体的には、納税者は、地方税法の範囲内で定めた地方団体の条例、規則その他の規定によって納税義務を負うことになります。

税法は一般に「一読して難解、二読して誤解、三読して混迷」といわれており、また、住民税は所得税法及び法人税法の制度の一部を引用していること等の理由から、理解しにくいという声を聞いていますが、本書（平成31年度の改正を考慮したもの）はやさしく、かつ十分に理解できることに主眼を置き、受験者を対象に税理士試験的目的を絞り構成しています。

住民税を受験するにあたって本書が少しでも参考になれば幸いです。

T A C 税理士講座

凡　　例

- (1) 平成31年4月現在の法令による。
 - (2) 略語例は、おおむね次による。
 - 法 …… 地方税法
 - 令 …… 地方税法施行令
 - 規 …… 地方税法施行規則
 - 取扱通知 …… 地方税法の施行に関する取扱についての取扱通知
 - (3) 引用例は、次のとおりである。
 - 法 1①四 地方税法第1条第1項第四号
 - 取扱通知 ⑮ 2章十 地方税法の施行に関する取扱についての取扱通知
(市町村民税関係) 第2章 (市町村民税) 十

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示しております。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示しております。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習するまでの重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録しております。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示しておりますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

—住民税を学習するに際して—

1. 短期間で合格する科目である

住民税独自の学習すべき内容は所得税等の国税に比べ約4分の1程度のものであるため、所得税及び法人税（主に所得税）の基礎知識を持つ受験生にとっては、短期間で充分合格できる科目である。合格する信念を持ち続けて学習すれば必ず栄冠を勝ち得ることができる。

2. 条文中心の学習

本書は道標でありテーマごとに関係条文を一つひとつ読み易くしたものである。

その意義・内容を充分理解することが、税法攻略の早道であり、条文に始まり条文に終わる学習が重要である。

しかし、条文のなかには、長い文章の規定もあり、本試験対策用の暗記理論としてはボリュームが多くなってしまうために工夫をする理論もある。このような理論については各講義のなかで詳細を十分に解説することとする。

3. 学習上の理論の数及び受験対策上の理論の数

この理論マスターには、個人住民税・法人住民税の理論を合わせ38問掲載しているが、住民税の講義に関しては20問～25問程度の理解を要し、税理士試験受験上は15問～20問程度の暗記を要する。

C O N T E N T S

目 次

－個人住民税－

テーマ 1：納稅義務者等

1－1 個人住民税の納稅義務者	4
1－2 個人住民税の非課稅措置及び条例による減免	6
1－3 個人住民税の均等割	10

テーマ 2：所得割の課稅標準等

2－1 所得割の課稅標準	14
2－2 株式の配当に係る配当所得がある場合における個人の住民税の課稅 関係	18
2－3 非居住者期間を有する場合の住民税の課稅所得の範囲及び課稅標準の 算定の概要	22

テーマ 3：所得控除

3－1 所得控除	26
3－2 雜損控除	32
3－3 配偶者控除	34
3－4 配偶者特別控除	36
3－5 扶養控除	38

テーマ 4：税額計算

4－1 個人住民税の算出所得割額から控除する制度	42
4－2 株式等に係る課稅の特例	52
4－3 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割	56

テーマ 5：申告等

5－1 個人住民税の申告	60
5－2 給与支払報告書等の提出等	64
5－3 扶養親族申告書	66

テーマ 6 : 徴収関係

6-1	個人の道府県民税の賦課徴収	68
6-2	普通徴収	70
6-3	所得税に関して修正申告等があった場合の普通徴収の徴収方法及び 延滞金の徴収方法	72
6-4	給与所得者の給与所得に係る徴収方法	74
6-5	給与所得者の給与所得に係る徴収方法及び給与所得以外の所得があ る場合の徴収方法	76
6-6	給与所得者が退職した場合における特別徴収税額の残額の徴収	78
6-7	年金所得者の徴収方法	80

テーマ 7 : 退職特例

7-1	退職所得に係る課税の特例	84
-----	--------------	----

テーマ 8 : 利子割・配当割・株式等譲渡所得割

8-1	利子割	88
8-2	配当割	90
8-3	株式等譲渡所得割	92

－法人住民税－

テーマ 1 : 納税義務者等

1-1	法人住民税の納税義務者	98
1-2	公益法人等に係る法人住民税の納税義務	100

テーマ 2 : 法人税割の課税標準

2-1	法人税割の課税標準	104
-----	-----------	-----

テーマ 3 : 税額計算

3-1	法人住民税の税額控除	108
3-2	分割法人に係る外国税額控除	112

テーマ4：申告等

4-1 法人住民税の申告納付	116
4-2 法人住民税の修正申告納付	118
4-3 法人住民税の更正及び決定	120
4-4 住民税の申告書を提出した法人が、法人税について更正を受けた場合の住民税の措置	122
4-5 分割法人の申告納付	124
《参考》 税理士試験出題傾向	126
基本的法律用語	138

令和元年度（第69回）税理士試験の最新問題について

税理士試験の最新本試験問題は、9月上旬より、TAC出版書籍販売サイト・サイバーブックスストアに掲載いたします。下記サイト(URL)にアクセスの上、「読者様限定 書籍連動ダウンロードサービス」のコーナーより、パスワードを入力してご利用ください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>
パスワード：

個人住民稅

テーマ1

納税義務者等

テーマ1　納稅義務者等

1-1　個人住民税の納稅義務者

〔ランクA〕

1. 納稅義務者（法24①⑦、294①）

重要度◎

(1) 道府県民税

道府県は、次に掲げる納稅義務者の区分に応じそれぞれに掲げる道府県民税を課する。

なお、下記②に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納稅義務があるものとして道府県民税を課する。

① 道府県内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

③ 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するもののを通じて利子等の支払を受ける個人

… 利子割額

④ 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの

… 配当割額

⑤ 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で、当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するもの

… 株式等譲渡所得割額

(2) 市町村民税

市町村は、次に掲げる納稅義務者の区分に応じそれぞれに掲げる市町村民税を課する。

① 市町村内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

2. 賦課期日との関係（法39、318）

重要度◎

個人の住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

3. 住所を有する個人（法24②、294②～④）

重要度◎

(1) 原 則

道府県内（市町村内）に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 特 例

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなしてその者に市町村民税を課すことができる。

この場合において、当該市町村の長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

なお、上記により、市町村民税を課税された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、市町村民税を課税することができない。

4. 用語の意義（法23①一、二、三の二～三の四、292①一、二）

重要度◎

- (1) 均等割とは、均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (2) 所得割とは、所得により課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (3) 利子割とは、支払を受けるべき利子等の額により課する道府県民税をいう。
- (4) 配当割とは、支払を受けるべき特定配当等の額により課する道府県民税をいう。
- (5) 株式等譲渡所得割とは、特定株式等譲渡所得金額により課する道府県民税をいう。
- (6) 住所とは、納稅義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて1人1箇所に限る。
- (7) 事務所・事業所とは、それが自己の所有であると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、継続して事業が行われている場所をいう。
- (8) 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある家宅をいい、それが自己の所有であると否とを問わない。常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。

1-2

個人住民税の非課税措置及び条例による減免

(非課税所得を除く)

〔ランクA〕

■趣旨■

住民税は、地域住民が行政サービス等に要する費用を負担するものであるが、担税力又は社会的立場を考慮して、所定の要件に該当する者に対しては非課税措置を講ずることとしている。

なお、天災・貧困等の特別の事情がある者に対しては、税負担の軽減のため、条例により、住民税を減免することができることとされている。

1. 均等割及び所得割の非課税 (法24の5①、295①)

重要度◎

(1) 道府県及び市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割（下記②に掲げる者については分離課税に係る所得割を除く。）を課すことができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

(2) 分離課税に係る所得割につき上記(1)の規定を適用する場合において、その者が上記(1)①に掲げる者に該当するかどうかの判定は、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況により行う。

2. 均等割の非課税 (法24の5③、295③、令47の3)

重要度◎

(1) 市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課すことができない。

- ① 市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

※

$$\text{基本額として} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + \text{定める一定金額}$$

※ その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

- ② 上記①の基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において35万円に、加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。
- (2) 道府県は、上記(1)により個人の市町村民税均等割を課すことができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課すことができない。

3. 所得割の特例（法附3の3）

重要度◎

(1) 所得割の非課税

道府県及び市町村は、当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の課税標準の合計額が、次の算式により計算した金額以下である者に対しては、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課すことができない。

※

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 32\text{万円}$$

※ その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

(2) 所得割の調整

道府県及び市町村は、当分の間、上記(1)の非課税基準額が、その者の前年の課税標準の合計額から税額控除後の道府県民税及び市町村民税の所得割の額の合計額を控除した金額を超えることとなるときは、次のそれぞれに掲げる金額をその者のこの規定適用前の所得割の額から控除する。

① 道府県民税

$$\frac{\text{当該超えること}}{\text{となる金額}} \times \frac{\text{税額控除後の道府県民税の所得割の額}}{\text{税額控除後の道府県民税及び市町村民税の所得割の額の合計額}}$$

② 市町村民税

$$\frac{\text{当該超えること}}{\text{となる金額}} \times \frac{\text{税額控除後の市町村民税の所得割の額}}{\text{税額控除後の道府県民税及び市町村民税の所得割の額の合計額}}$$

テーマ1　納稅義務者等

4. 条例による減免（法45、323）

重要度○

- (1) 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。
- (2) 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納稅者に係る個人の道府県民税についても同じ割合によって減免されたものとする。

テーマ 1　納稅義務者等

(MEMO)

1-3 個人住民税の均等割

〔ランクA〕

■趣旨■

個人住民税均等割は、地域住民がその地方団体から受ける行政サービス等の応益性に着目し、地域住民の広い層についてこの行政サービスに要する費用の一部を広く均等に分担しあう負担分任の趣旨により課税され、その税負担を通じて地方自治に参加することを期待するものである。

1. 均等割の意義（法23①一、292①一）

重要度○

均等割とは、均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

2. 納稅義務者（法24①⑦、294①）

重要度◎

(1) 道府県民税

道府県は、次に掲げる納稅義務者の区分に応じそれぞれに掲げる道府県民税を課する。

なお、下記②に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納稅義務があるものとして道府県民税を課する。

① 道府県内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

(2) 市町村民税

市町村は、次に掲げる納稅義務者の区分に応じそれぞれに掲げる市町村民税を課する。

① 市町村内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

3. 非課税措置

重要度◎

(1) 均等割及び所得割の非課税 (法24の5①、法295①)

道府県及び市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割（下記②に掲げる者については分離課税に係る所得割を除く。）を課すことができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

(2) 均等割の非課税 (法24の5③、295③、令47の3)

① 市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課すことができない。

イ　市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

※

$$\text{基本額として定める一定金額} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + \text{加算額として定める一定金額}$$

※　その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

ロ　上記イの基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において、35万円に、加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において、21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

- ② 道府県は、上記①により個人の市町村民税均等割を課すことができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課すことができない。

4. 均等割の税率 (法1①五、38、310)

重要度○

均等割の標準税率は、道府県民税 1,000円、市町村民税 3,000円とする。

なお、平成26年度から令和5年度までは、道府県民税 1,500円、市町村民税 3,500円とする。

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常るべき税率をいう。

テーマ1　納税義務者等

5. 均等割の税率の軽減（法311）

重要度◎

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例で定めるところにより、軽減することができる。

- (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族
- (2) (1)に掲げる者を2人以上有する者

6. 賦課徵収

重要度◎

(1) 個人の道府県民税の賦課徵収の原則（法41）

個人の道府県民税の賦課徵収は、特別の定めがある場合を除き、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徵収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、市町村民税の賦課徵収と併せて行うものとする。

(2) 個人住民税の徵収方法（法319）

個人住民税の徵収方法には、普通徵収と特別徵収があり、給与所得者や年金所得者に係る特別徵収制度の対象となる場合を除き、普通徵収の方法により徵収しなければならない。

税理士受験シリーズ
2020年度版 45 住民税 理論マスター

発行日 2019年9月1日
初版発行
編著者 TAC株式会社（税理士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2019

管理コード 08545P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。